

## 電気通信事業紛争処理委員会（第88回）

### 1 日時

平成20年3月18日（火）午前10時00分から午前11時32分まで

### 2 場所

総務省4階 401会議室

### 3 出席者（敬称略）

#### (1) 委員

龍岡 資晃（委員長）、尾畑 裕、富沢 木実、淵上 玲子

（以上4名）

#### (2) 特別委員

小野 武美、白井 宏、瀬崎 薫、寺澤 幸裕、森 由美子、若林 亜理砂

（以上6名）

#### (3) 事務局

平山 眞 事務局長、元岡 透 参事官、副島 一則 紛争処理調査官、

福田 雅樹 上席調査専門官、小森 一秀 上席調査専門官

### 4 議題及び議事概要

- (1) 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設に伴う電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定（案）及び「無線局紛争処理マニュアル」（案）の作成について

平成20年4月に予定している無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設に伴う電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定（案）について、審議を行い、案のとおり、これを決定した。

また、新しい制度の概要及び利用手続の解説などを盛り込んだ「無線局紛争処理マニュアル」（案）の作成について、審議を行った。

- (2) 平成19年度年次報告（案）の審議

平成19年度年次報告（案）について、審議を行った。

- (3) 東京弁護士会におけるあっせん・仲裁活動について

東京弁護士会におけるあっせん・仲裁活動について、淵上委員から説明を受け、その後意見交換を行った。

(4) その他

次回会合の周知等を行った。

5 議事内容

【龍岡委員長】 おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから電気通信事業紛争処理委員会の第88回の会議を開催いたします。

本日は、委員の方が4名出席しておられますので、定足数を満たしております。また、特別委員の方は6名ご出席いただいております。

本日の会議につきましては、議事次第にありますとおり、4つの議題を用意してございます。

まず、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますが、最初の議題は、無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設に伴う電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定（案）及び「無線局紛争処理マニュアル」（案）の作成についてであります。本件につきましては、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【福田上席調査専門官】 事務局の福田でございます。

私からの御説明は、次の2点でございます。1点目が資料1の電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定（案）について、2点目が資料2の無線局紛争処理マニュアル（案）の作成についてでございます。

資料1の電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定（案）についてでございますが、こちらは前回の委員会の会合でも総合通信基盤局から説明がありましたように、放送法等の一部を改正する法律の規定により電波法の一部が改正され、無線局を開設しようとする者等と既設の無線局の免許人等の間で行う混信等を防止するために必要な措置に関する契約の締結についての協議に関して当委員会によるあっせん及び仲裁の制度が創設されたところでございますが、改正法が4月1日から施行されることとなっております。これに伴いまして、当委員会の議事の手続その他当委員会の運営に関し必要な事項について定める運営規程の規定の整備をするものでございます。

運営規程の新旧対照表を御覧ください。改正は、運営規程のうち、電気通信事業法の条文の番号が記載されている条項につきまして、電波法の関係する条文についてもその番号を同様に記載するというものでございます。例えば第3条の真ん中のところで、「並びに電波法」云々かんぬん「第二十七条の三十五第二項」とございますように、事業法の条文の

番号と電波法の条文の番号とを並べて書くというものでございます。

資料1の説明については、以上でございます。

引き続きまして、資料2に関する御説明でございます。電気通信設備の接続等に関し電気通信事業法の規定に基づき行われるあっせん及び仲裁については、「電気通信事業紛争処理マニュアル」を作成し、公表しているところでございますが、無線局の開設等に係るあっせん及び仲裁についても、同様にマニュアルを作成し、関係者の便宜を図ろうというものでございます。

全体の構成といたしましては、はしがき、目次、本文となっております。

本文は、第I部が手続解説等、第II部が関係資料となっております。

第I部を簡単に通覧いたします。第I部の表紙をおめくりいただきますと、「第1章 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度」でございます。冒頭の文で制度の趣旨などについて概説しております。第1節は、あっせんに関する節でございます。1では趣旨を、2では対象となる無線局を、3では申請の要件を説明しております。4では申請、答弁等の一連の手続について説明しております。I-10ページに手続のフローチャートを設けております。第2節は、仲裁に関する節でございます。1では趣旨を、2では対象となる無線局を、3では申請の要件を、4では一連の手続を説明しております。I-29ページに仲裁の手続に関するフローチャートを設けております。

第2章においては、当委員会の概要等といたしまして、委員及び特別委員の皆様方の御氏名等、事務局の概要、当委員会の所在地、連絡窓口などを挙げております。

第II部においては、これまでの委員会の会合で配付いたしましたポンチ絵、関係する用語の解説、関係する電波法を中心とする法令を挙げております。

資料1及び資料2に関する御説明は、以上でございます。

この無線局紛争処理マニュアル（案）については、御意見等がございましたら、3月25日（火）までにメールなどにより事務局に御連絡を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

**【龍岡委員長】** ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、何かご質問あるいはご意見等ございましたら、どうぞ。

**【富沢委員】** 資料2の一番後ろから2枚目なんですけれども、この関係法令集があって、線が引いてあるのは、法律の趣旨が違うよという区切りであって下線ではないという

理解でよいですか。

【福田上席調査専門官】 1つ目の区切りの上が法律、1つ目と2つ目の区切りの間が政令、その下が総務省令、その下が当委員会で定めている運営規程及び仲裁準則でございます。

【富沢委員】 なるほど、そういう分け方ですね。

【福田上席調査専門官】 左様でございます。

【龍岡委員長】 よろしいですか。

【富沢委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【龍岡委員長】 それでは、無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設に伴う電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正については、この案のとおり決定することによろしいでしょうか。

また、無線局紛争処理マニュアル（案）については、追加のご意見がございましたら、ただいま説明がありましたとおり、3月25日までにメールなどにより事務局に連絡していただきたいと思っております。その後の取り扱いにつきましては委員長のほうにお任せいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、無線局紛争処理マニュアル（案）については、3月25日までにメール等で追加のご意見等を事務局にご連絡いただけますようお願いいたします。

議題1につきましては、これで終了といたします。

次に、議題2に入りますが、議題2は、平成19年度年次報告（案）の審議であります。本件につきましても、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

【元岡参事官】 事務局参事官の元岡です。座ったままで説明させていただきます。

資料の説明に入る前に、今後の手続等も含めて全体の予定を説明します。きょう審議をしていただきますが、すべてを細かくは説明できませんので、後ほど資料等を見ていただいて、追加の意見等がありましたら、年度明けの4月4日までにメール等で事務局までご意見をお寄せいただければと思います。事務局では、本日及び追加で頂いた意見を踏まえるとともに、年度内にまだ日が残っておりますので、その間の状況変化を踏まえて、修正案をつくりまして、4月に開催する委員会で再度ご審議の上決定いただき、4月中に総務大臣に提出するという手続を考えております。

それでは、資料3に即してご説明します。平成19年度年次報告（案）ですが、表紙に記載しておりますとおり、「この報告書は電気通信事業紛争処理委員会令第14条に基づき、

平成19年度における電気通信事業紛争処理委員会の活動状況について総務大臣に報告するものである」ということで、年次報告の法的な位置づけを明確化しております。

ページをめくっていただきまして、年次報告に関する参照条文が書いてあります。委員会令の第14条に「委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない」となっており、これを受けて、委員会手続規則第3条において、「令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に」ですので、4月中に「当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする」と定められております。さらに報告事項として、「あっせん及び仲裁の申請件数」等の紛争処理の件数が1号から4号まであり、5号に「その他電気通信事業紛争処理委員会の事務に関し重要な事項」という事項があります。この規定に基づき、従来から年次報告にはあっせん・仲裁の件数だけでなく、諮問案件、勧告あるいは委員会の活動一般を年次報告に盛り込んでおります。今年度の年次報告案には、その紛争処理の前提になる電気通信事業や政策の動向、あるいは関係資料も盛り込んでいます。

その次のページ、「はじめに」ですが、冒頭、平成19年度の委員会における主な活動として3点掲げております。「平成19年度、電気通信事業紛争処理委員会は平成19年11月22日に5年ぶりに総務大臣への勧告を行うとともに、11月30日に第3期目のスタートを開始した。また、委員会の認知度・利便性の向上など、委員会の機能を強化するための取組を推進した」ということです。

その後、委員会の活動に関する状況認識として4点掲げています。まず、「委員会は、平成13年11月の発足以来6年余りの間に、合計60件の事案を処理してきた」、そして、「我が国のブロードバンドの普及や通信料金の低廉化などに貢献してきた」ということです。2点目として、「今日、電気通信市場においては」、NGNの構築、MVNOを含む競争のさらなる活性化等の展開が見られた。「これらに伴い、委員会の対象とする電気通信事業者間の紛争にも従来にない形態のものが出現しつつある」。3点目としまして、「平成19年12月に電波法等が改正され、平成20年4月より、当委員会によるあっせん・仲裁手続が開始されることになった」。4点目として、「委員会において、このような電気通信分野の変化や制度変更適切に対応し、引き続き我が国電気通信の発展に寄与していくためには」、「委員会の機能を強化するための取組を継続することが重要である」ということをそれぞれ書いています。

ページをめくっていただきまして、全体の構成ですが、先ほどの「はじめに」に続きま

して、第Ⅰ部で「平成19年度における委員会活動の状況」として、委員・特別委員の任命等、委員会の全般的な状況を記載しております。第Ⅱ部として、「平成19年度における紛争処理の状況」として、あっせん、諮問、勧告といった個別の紛争処理の内容を書いております。今回の年次報告案では新たに「おわりに」という記述を――後ほど説明しますが――追加してありまして、次年度に向けた留意事項をここで書いております。資料編としては、9つの資料をつけております。

ページをめくっていただきまして、第Ⅰ部の平成19年度における委員会活動の状況の第1章で、委員・特別委員の任命が行われ、3期目の活動を開始したということを書いております。2段落目ですが、「委員は、平成19年2月14日に香城委員が退任して以降、4人となっていたが、同年6月20日に総務大臣により龍岡委員が委員に任命された」、次の段落の中ほどですが、「平成19年11月30日に総務大臣より以下の5名の委員が任命された」、「委員の交代を受け、平成19年12月4日に開催した第85回委員会において、委員の互選により龍岡委員が委員長に、坂庭委員が委員長代理に選任され、龍岡委員長の下、委員会は新たな体制で三期目の活動を開始した」と書いてあります。

3ページをごらんください。特別委員の任命ですが、2段落目で「特別委員として、従来、7名が任命されていたが」、「平成19年11月30日に総務大臣より以下の8名の特別委員が任命された」と書いております。

5ページ目に委員会の開催状況について、「平成19年度は、図表のとおり計12回の委員会を開催した」ということを書いてあります。ちなみに、18年度が8回、17年度が7回の開催でしたので、最近の年度に比べると19年度は比較的開催回数が多い年度だったと言えます。

8ページ目ですが、「ここでは、平成19年度における電気通信事業、競争政策及び情報通信分野等における他の紛争処理の検討状況について、概観する」ということで、委員会を取り巻く状況の変化について記載しております。1の電気通信事業の動向では、「IP化、ブロードバンド化、モバイル化の傾向がさらに進展した」ということで、代表的な指標、例えばブロードバンド契約者のトラフィック総量が過去3年間で2.5倍に増加した、F T T Hアクセスサービスの加入者が1,000万を超えた、携帯電話の加入者が1億を超えたということを書いております。途中、(1)のところに「(P)」と書いてありますが、ペンディングの意味でして、予定はされておりますが年度内に状況変化等が見込まれるので、確定を待って記述を確定したいというものです。ここでは、N T T東西のN G Nは、今現在

ではまだ運用を開始しておりませんが、3月中に運用開始と聞いておりますので、ペンディングということにしております。

ページをめくっていただきまして、競争政策の動向ですが、「総務省における電気通信事業の競争政策は」、「平成18年9月に策定された『新競争促進プログラム2010』に基づき展開している」ということです。「ここでは、平成19年度における総務省の取組のうち、委員会に特に関係の深いものを概観する」ということで書いています。時間の関係で省略させていただきますが、1点だけ、12ページの中ほど(6)について、これは後の記述にも関係しますので説明させていただきます。平成18年12月に総務省が「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を策定しています。これは、接続相手の事業者が経営破綻等により経営に行き詰まった場合に、接続料等の債権の回収ができなくなる事例があることが背景になってつくられたものです。他方、あまりに債権保全措置、例えば預託金等の水準が非常に高いということになると、新規参入等が阻害されることから、その目安を定めたものです。その後、19年5月にNTT東西の接続約款の変更が認可されました。その認可に際しては、「NTT東西の債権保全措置の運用が適正に行われるよう、運用開始後2年間、定期的(四半期ごと)にNTT東西から総務省が報告を受け、その検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じる」とこととされています。

続きまして、「3 情報通信分野等における他の紛争処理の検討状況」について、総務省の研究会で検討されているものを2点記載しています。1つ目は、「電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等との間の紛争への対応」に関して、総務省が平成18年11月からネットワークの中立性に関する懇談会を開催し、19年9月に報告書を公表したことを書いています。この報告書の中で、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者との間の紛争、具体的には、この報告書を見ますと、一部のISP等が不当な帯域制御を行っているのではないかというような懸念がコンテンツ接続事業者から出されておるということが書いてあります。このような紛争に関して、下から3行目、「電気通信事業紛争処理委員会を活用した紛争処理手続の拡充の是非も含め、裁判外紛争処理制度の活用について検討することが望ましい」と書かれていることを紹介しております。

2番目は、「有線放送による放送の再送信に係る紛争への対応」について、「総務省は、平成19年10月から「有線放送による放送の再送信に関する研究会」を開催しております。若干背景を補足説明しますと、有線放送、CATVが地上放送の再送信を行う場合、

地上放送事業者の同意が必要になっておりますが、地上デジタル放送が開始されるに当たって再送信の同意をとろうとしたところ、区域外再送信の同意が得られず、総務大臣の裁定を求めるといった事例があり、これを契機として再送信制度について幅広く検討するために、研究会が開催されることになったものです。この研究会は、昨年12月に中間取りまとめ（案）を公表しております。「中間取りまとめ（案）においては、有線放送による放送の再送信に係る紛争に関し、総務大臣による裁定の制度に加え、新たな紛争解決の手段として、当事者間の自主性に配慮したあっせん及び当事者双方の合意に基づき申請される仲裁の制度を設けることも有意義であると考えられるとした上で、紛争処理のスキームの在り方について今後中期的に検討されることが適当であるとしている」と記載されています。

それから、「あっせん等の制度を設ける場合におけるあっせん等の主体について」「例えば、電気通信事業について電気通信事業紛争処理委員会が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たな業務を担わせることも一つの方法と考えられる」と記載されています。現在は、放送の再送信に係る紛争については、総務大臣の裁定の制度がありますが、それ以外にあっせん・仲裁の制度も中期的な課題として検討していくことが妥当であるということが記載されていることを紹介しています。

なお、この研究会では3月中に最終取りまとめが行われる予定であると聞いておりますので、その状況を見て、文章を確定したいと思っております。続いて、14ページ目に。委員会の所掌事務の追加等について、平成19年12月21日に放送法等の一部を改正する法律により電波法及び電気通信事業法の一部が改正されたことに伴い、委員会の所掌事務が追加、あるいは諮問事項が追加され、平成20年4月1日に施行される予定であることを書いています。

1番目の「無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設」については、先ほどの議題1の関係です。説明は省略させていただきます。

16ページ目、2つ目の所掌事務の変更である「無線局の運用者の変更制度の創設に伴うあっせん・仲裁の対象の追加」についてです。これは、前回の委員会で総合通信基盤局から説明のあった件ですが、従来の電波法では、「無線局の運用は免許人等自身が行い、これ以外の者は無線局を運用することはでき」ませんでした。今回、「電波法が改正され、免許人等以外の者による無線局の運用のための制度が創設された」ことから、免許人と運用者の間で紛争が生じる可能性が生じたので、「電気通信事業者間の無線局の運用者の変更



関する契約に係る紛争が、当委員会によるあっせん及び仲裁の対象に加えられた」ということです。

それから、3つ目は諮問事項の拡大ですが、「電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直しに伴う総務大臣が諮問される事例の拡大」についてです。資料4を見ていただきたいのですが、55ページです。電波法の改正とあわせて電気通信事業法も改正されておりまして、その中で電気通信事業者に対する業務改善命令の要件が拡大されています。改正前では9号として「その他電気通信事業者の業務の方法が適切でないため、利用者の利益を阻害しているとき」という規定がありましたが、この規定が12号になり、「その他電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき」という規定に代えられました。従来の規定では、利用者の利益が現に阻害されている場合に限り業務改善命令を出すことができましたが、改正後はそういう要件がなくなったということです。

16ページに戻っていただきまして、下から2行目、具体的にどういう場合かといえますと、「例えば、詐欺的な手法等によって不適正な資金調達を行っている電気通信事業者、虚偽のネットワーク構成等を周知させることにより利用者を集めている電気通信事業者等に対し、利用者の利益が現に阻害されていない段階においても業務改善命令を発動することができるようになった」ということです。当委員会との関係ですが、「業務改善命令を発動するに当たっては、当委員会への諮問が必要とされており、本改正に伴い、総務大臣から諮問される事例が拡大された」ということです。

18ページ目から「第5章、委員会の機能強化に向けた取組」として、委員会が果たしている役割が1番目に書いてありますが、これは12月の委員会で事務局の報告したことを再確認の意味で書いています。

まず、「委員会の果たしている役割として、次の4点を挙げることができる」として、「第一に、専門性を活かして、迅速に紛争を解決してきた」。「第二に、紛争の発生前に紛争を未然に防止してきた」。「第三に、新規参入事業者等にとって、セイフティネットの機能を果たしてきた」。「第四に、総務大臣への『勧告』を通じ、競争ルールの改善を促してきた」ということを書いています。

19ページ目の下の「2 委員会の機能強化に向けた取組」については、20ページ目の2段落目、「平成19年12月4日に新体制の下、開催された委員会において、」 「次の4項目に重点的に取り組んでいく旨、事務局から報告が行われ、了承された」ということで、

4つの項目を列記していますが、19年度の各項目の取組を以下に書いてあります。まず、紛争処理に係る情報収集等の強化について、3件書いています。委員会において有識者及び政策担当者からのヒアリングを4回行いました。それから、委員会における視察として、2月に行いました電波干渉対策済みPHS基地局、NGNフィールドトライアルの現場視察を行っています。基礎資料の整備では、今後の紛争処理に役立つ基礎資料として、「電気通信の現状」、「紛争処理用語集」——資料集につけてありますけれども——を取りまとめております。これは、委員会のウェブサイトでも公開する予定です。

2番目の委員会の認知度・利便性の向上に向けた取組については前回の委員会でも途中報告をしましたが、8項目書いております。1つ目は、電気通信事業紛争処理マニュアルを第7版になりますが、昨年8月に改訂し、これを配布しました。22ページ目、委員会パンフレットを今年の2月に作成し、配布しました。それから、現在作業中ですが、委員会ウェブサイトの刷新を4月に行うべく準備を行いました。電気通信事業者にヒアリングを実施しました。「その結果、接続料の体系や水準、NGNへの接続条件、コロケーションや電柱利用の円滑な手続などについて紛争の可能性があるということが確認された」ということを書いております。5番目、電気通信事業者へのアンケートを実施しました。これについては後で補足説明します。6番目として、地方における業務説明・相談を実施しました。

ページをめくっていただきまして、先ほどの電気通信事業者へのアンケートの結果を掲載しています。有効回答数は、108社ですが、まず、委員会を知っていると答えた回答は約7割です。そのうち、あっせん・仲裁制度を知っているのは77%、電気通信事業者相談窓口は約6割が知っております。委員会や相談窓口はかなり知られてきてはいますが、回答者は比較的意識の高い事業者が多いということも考えると、委員会や相談窓口を知らない事業者もまだ一部いるという結果になっています。それから、協議難航中の事案がありますかという問いに対しては、はいと答えたのが15%程度ありました。そのうち、今後あっせん等の申請を行う考えはありますかという質問に対しては、約37%が検討中という結果になっております。

続いて24ページ目、認知度・利便性の向上に向けた取組の7つ目ですが、事業者団体との意見交換を2月25日に行いました。この席上、事業者団体から、今後NGNとかFMC、MVNO関係の紛争が予想されるという説明や、委員会の機能をさらに拡大してほしいという要望がありました。8つ目、総合通信局等との関係強化ということで、今年の

2月に「事務局長名にて委員会の周知や事業者への働きかけ等への協力を依頼する文書」を出したということです。

3つ目の機能強化の取組ですが、「委員会の知見の情報発信の強化」については、平成19年11月に「MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置について総務大臣に勧告を行いました」。

4つ目の機能強化の取組である、「紛争処理機能の強化・制度整備への対応」については3点記載しています。「無線局の開設等に係る新たなあっせん・仲裁制度の導入への準備」としては、施設見学、ヒアリング、それから先ほどの運営規程の改正、マニュアルの審議等を行いました。

それから、総務省の新競争促進プログラム2010において、10項目の取組の一つとして紛争処理機能の強化がありますが、これに関する記述を設けております。このプログラムの中で、「電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う」ということが書かれていることを紹介しています。

その他では、「委員会の事務局機能を強化するため、2月に調査専門官1名が増配置」されたということを書いております。

26ページからが「第Ⅱ部 19年度の紛争処理の状況」ですが、26ページの中ほどに、「当委員会が平成19年度に行った紛争処理は、あっせんを実行しないものとした事件が2件、総務大臣から諮問を受け答申を行った事件が1件、総務大臣への勧告が1件であった」と書いています。

その内訳等については、28ページ目の一番下の5の「電気通信事業者」相談窓口における相談の状況として、平成19年度には31件の相談、問い合わせが——現時点ですが——ありました。相談内容ごとの受付件数では、接続に関する費用負担が23件と7割を占めております。

内訳を29ページに書いていますが、今回の年次報告では、相談内容の事例を説明しております。1番目ですが、「接続申込者が接続に関して負担すべき金額の支払いを怠り、また怠るおそれがあるとして、接続相手より債務の履行の担保を求められたが、どのような基準で債権保全措置を求められたのかわからない」という相談がありました。これは先ほ

ど申し上げた債権保全に関する紛争の例ですが、これに関しては当事者同士で引き続き協議を行っていますが、総務省でガイドラインを定めているということもありますので、この債権保全措置に関する相談があったということについて、総合通信基盤局に対し事務局から情報提供を行っています。

2番目は、「MVNOとの接続協定の細目について、事業者間で協議を行うに当たっての留意事項を教えてほしい」という相談もありました。

3番目ですが、「既設のコロケーション設備を別の設備に交換する際に必要な手続を簡素化できないか」というような相談がありました。この相談に対しては、相談窓口では手続の合理性等を相手に確認してはどうかという助言を行いました。、当事者間で協議の上、事業に支障のない形で解決しております。

4番目ですが、「局舎にコロケーションしている一般利用者の設備との接続に当たっての局内のダークファイバの利用に関する相談」がありました。これは一般の利用者が局舎に設備を置きたいというルールが若干厳しくなったので、何か自分の顧客に支障が生じるのではないかと心配して相談があったものです。これに対して、相談窓口では具体的な支障をもう少し検討して再度相談するように助言をしております。

最後のものは、個人からの照会ですが、個人の土地に了解なしに電柱が設置されたのではないかという、土地の使用権に関する相談を受けています。これについては、総合通信基盤局の担当課を紹介する形で対応したところです。

30ページ目から個別のあっせん事案、諮問事案、勧告状況の詳しい説明を記載していますが、説明は省略させていただきます。

48ページ、「おわりに」の部分で今回の年次報告案ではつけております。「最後に、平成19年度の委員会の活動を通じて明らかになった、電気通信分野の紛争処理に関する留意事項について付言する」として、5点書いてあります。これは、年度報告を次の年度の行動に結びつけていくために気づいたことを書いておいたほうがいいのではないかということに付け加えたものです。

まず1点目ですが、平成19年度において委員会が処理したあっせん事案というのは2件だったわけです。しかし、電気通信事業者のヒアリングやアンケートの結果を見ますと、新たな紛争の可能性があるということも確認されたところですので、委員会として引き続き認知度や利便性の向上に努めていくことが重要であるということを書いてあります。

2点目、平成20年4月から開始される無線局の開設等に関するあっせん・仲裁手続に

については、ヒアリング、施設見学、運営規定の整備、マニュアルの整備等の準備作業を行ってきましたが、これまでの委員会の利用者とは異なる者、例えば電気事業者やガス事業者、あるいは電気通信事業者であっても今までの接続担当とは別の部署の者が利用者になることから広く周知活動を行うことが望まれているということを書いております。

3点目は、電気通信事業の規制が事前規制から事後規制に移行する中で、事後規制の行政処分、例えば指定電気通信設備の接続約款の変更命令の発動の基準が可能な限り明らかにされることは紛争の未然防止という意味で有益であると書いています。ヒアリングや諮問事案等を通して接続料の水準や体系に関する紛争が多いという認識を持っております。他方、例えば接続約款の変更命令は、接続料の水準等に関して出されることもありえますので、その基準が明らかになると紛争の未然防止につながるのではないかということから、書いてあります。

4点目としては、事業者間接続等に係る債権保全措置については過剰な債権保全措置は新規参入阻害や接続拒否等の競争阻害要因にもなり得ることから、競争促進の観点から債権保全措置の実際について注視していく必要があるということを書いてあります。

最後に、現在、大臣部局の行う裁定による紛争解決制度と当委員会の行うあっせん・仲裁制度は、制度的に一応切り離されており、申請者がどちらかを選択を行う制度になっています。しかし、裁定の申請がなされたものであっても、あっせん・仲裁による紛争解決にふさわしい事案もあり、これらについてはあっせん・仲裁を勧奨するなど両手続の有機的連携を図ることも一案と考えられます。そこで、これは具体的にこういう事案があったということではありませんが、一般論としてあっせん・仲裁のほうがふさわしいものもあり得るのではないかと思いますので、この部分を書いております。

そして、「これらの事項については、平成20年度以降、委員会の活動を通して対応を検討していくけれども、大臣部局においても政策展開に際して留意されることが望まれる」ことを最後に書いてあります。

その後に資料編を付けていますが、資料1は委員会の模様の写真です。資料2から4までは制度変更に伴う説明資料です。資料5で電気通信の現状を事務局でまとめたものをつけております。79ページには電気通信紛争処理用語集ということで、当委員会で行う紛争処理に関係する用語を集めて書いております。厳密性を求めるよりは、一般的なわかりやすさを念頭に置いてつくっております。資料7がパンフレット、資料8が発足以来の紛争処理件数、資料9が委員会発足以来の歩みとなっております。

全体を通して、18年度の年次報告は88ページでしたが、今回の案は95ページでした。本文は昨年度のもの15ページだったものを48ページに増やし、資料等もオリジナルにつくったものを含め、また、内容的にも改善を図るように努めたところです。

事務局からの説明は以上です。

**【龍岡委員長】** どうもありがとうございました。ただいまの説明について何かご質問あるいはご意見等がございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。いずれまたよく検討していただいて、ご意見を寄せていただくということですので、この段階で特になければ、よろしいですか。ほかに何か追加のご意見等がございましたら、先ほどの話にありましたように、4月4日金曜日までにメール等で事務局あてにご連絡いただければと思います。4月の次回の委員会で決定するということですので、それまでにご意見を寄せていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次に議題3に移りたいと思います。

東京弁護士会におけるあっせん・仲裁活動についてです。本件につきましては、淵上委員が東京弁護士会の紛争解決センターのあっせん・仲裁委員を務めておられましたので、そこでの経験や知見をお話しいただいて、当委員会のあっせん・仲裁任務を行っていく上での参考にさせていただこうということでお話を伺います。よろしくお願ひいたします。

**【淵上委員】** 淵上でございます。よろしくお願ひいたします。

東京弁護士会の資料といたしましては、リーフレットをお手元にお配りさせていただきました。もう一つ、資料4、これは東京弁護士会の紛争解決センターの実績の資料ということで、何件ぐらいあって、どういう形で解決をしているのか、解決までの日数はどうなのか、そのあたりの統計を出しております。これについては後ほど、全国の状況、どういう案件が多いのかなども含めたご説明をいたしますが、まず最初に、東京三弁護士会が、この紛争解決センター、東弁はこの名称を使っており、一弁と二弁ではあっせん・仲裁センターという名称を使っておりますが、そのPRビデオということで30分弱、20何分で作っております。一般市民向けなので、とても易しい解説になっており、若干物足りない部分もあるかもしれませんが、手続の流れ、そして弁護士会の紛争解決、あっせん・仲裁がどのような手順で行われているかが分かるかと思ひます。まずはこれを御覧いただければと思ひます。

( ビデオ上映の準備 )

**【龍岡委員長】** このビデオはどういうところで使っているのですか。

【**渕上委員**】 法律相談センターの待合室で常に放映しています。

【**龍岡委員長**】 常時流しているのですか。

【**渕上委員**】 はい。こういう解決手段があるというところで、ご本人が希望すれば法律相談からというようなことがあります。

【**富沢委員**】 例えば市役所で法律相談日がありますよね。それと似た感じなのですか。そうではなくて、市役所とかは最初の取っかかりで、センターに行く場合はお金がかかるけれど、そこでちゃんと相談してはどうですかと紹介される感じですか。

【**渕上委員**】 基本的には、市役所の無料相談のところ、このビデオを流してくださいというところまでやっていないのですけれども、弁護士会が行っている有料の法律相談センターとか、無料の法律相談センターとかの待合室で何十分か待たなくてはならないようなときに御覧いただいて、自分の問題については、これで低廉に弁護士を頼まなくても解決できるというように判断をすれば、まずは法律相談をしたりとか、そのまま直接紛争解決、あっせん・仲裁申し立てをしたりとかいう選択肢を与えるという意味でビデオを放映しています。

【**小森上席調査専門官**】 お待たせいたしました。

( ビデオ上映 )

【**渕上委員**】 それでは、少し開始が遅れましたので、説明のほうは簡便にさせていただきます。

最初に、手続の流れにつきましては、このリーフレットを開けたところに載っております。申立書はかなり簡便な書式になっているということと、申し立てに関しては具体的な金額等の記載までは不必要だというようなことが先ほどのビデオでもお分かりかと思えます。基本的に受理するということになっており、仲裁不適合事案ということで受理をしないという扱いの場合もありますが、ほとんどが受理されるということになっております。その段階で弁護士会の担当職員が相手方にこういう申し立てがあったけれども、この話し合いのテーブルに着くか着かないかということについて相手方に打診をいたします。テーブルに着かないという明確な意思表示がされましたら、それ自体は不承諾、承諾しないということでそのままになってしまいます。申立人側に取り下げをしていただいたり、承諾しないということでそれ自体事件終了になったりということなのです。

この承諾率については後ほど全国平均等をご説明したいと思います。承諾をした場合、呼び出しをしますが、もちろん話し合いですから、話し合いがうまくいかなくて承諾後取

り下げをする、その後裁判になるケースもございます。話し合いのテーブルに着いても仲裁に適さないというふうに判断する場合は、却下という手続が仲裁人のほうで行われます。先ほどの事例は、かなり善良な市民が当事者なので、1回で割と簡単に終わってしまったという解決事例ですけれども、解決をするということで和解という手法がとられております。仲裁判断まで行くケースは件数としてはかなり少なく、和解をした上で仲裁判断を求めるといった場合もございます。和解で終了、和解をした後に仲裁判断を求めるといったこともありますし、仲裁判断だけで成立する場合もございます。これがおよその手続の流れになっております。

全国の件数ですが、年間1,000件弱、そのうち東京三会が250件弱ということになっております。全国でいきますと、多い県では200件を超える県がございます。これは愛知県でございます、愛知県のADRはかなり進んでおります。どういうところで進んでいるかといいますと、東京三会でも始めた医療ADRを名古屋弁護士会がかなり力を入れて行っており、愛知県における医療過誤等に関しては損害保険会社も積極的にADRを利用するという形になっております。現在、全国では最も多い件数になっております。

また、全国に弁護士会の運営するあっせん・仲裁センターはどのぐらいあるかといいますと、まだ全県にあるわけではありません。全国で24カ所、同じ県でも数カ所、例えば愛知県では2カ所、福岡県については3カ所あるということになっております。

先ほどの応諾率、申し立てをして相手方が話し合いの席に応じる割合ですが、全国平均でいきますと76%程度、東弁では、資料4のとおり71%なので、若干応諾率が低いと思われれます。

解決率でございますけれども、全国平均では、応諾した人の中で解決まで至るといったのが58%程度、東京弁護士会はそれより若干多く60%を超えております。

さらに、どういう案件が多いのか。自転車による事故、損害賠償請求、原因としては過失に基づく不法行為ということが構成として先ほどの場合はあったわけですが、申立人自身は法律問題がわからないので、事実を書いて、当てはめとして私どもは不法行為という分類に入れるわけでございます。これが圧倒的に多く、おおよそ4割近いものになっております。そのほかに、契約紛争にかかわる問題とか親族間に関する問題、建物の賃貸借、土地の賃貸借に関する問題、あるいは職場の問題、これは労働関係もでございます。このように紛争を扱う類型は様々ですが、多い案件とそれほどでもない案件がございます。

不法行為が一番多いということですが、不法行為の中にもさまざまな類型がござ



います。その中で先ほどの交通事故関係がやはりトップでございまして、その次に医療過誤、あるいは婚姻外の男女関係の損害賠償請求事案、そのほかスポーツ事故、名誉棄損等、様々にございます。今申し上げましたのは過失に基づくものですが、いわゆる犯罪による損害を受けたというときに、その損害賠償に関してこの手続がとられるということもございます。

続いて、どのぐらいの損害額のものかというのですが、これも各あっせん・仲裁センターによって割合が違います。例えば東京弁護士会の場合はかなり低廉なもの、30万円以下とか100万円以下というようなものが50数%を占めております。それ以外で300万以下というのが30%程度ですから、300万以下というのがほとんど80%を超えるということになっております。といいましても、やはりかなり大きな金額の事案もございまして、それら以外で1億円以下というような案件が6.1%もございまして、1億円を超える案件を昨年度行った仲裁センターもございます。

解決の審理期間ですけれども、これも全国さまざまな紛争の審理期間になっておりまして、全国平均で審理回数では2.9回、審理期間においては73日でございます。もちろん最長になりますと2年を超える審理期間をかけた案件もございます。

費用については、この紛争解決センターのリーフレットの真ん中のページで紛争解決センターの費用というのが書かれており、申立手数料について1万500円、期日手数料については双方から5,250円ずつもらうと。これは、あっせん・仲裁人の日当として支払われるということになっております。成立手数料は、若干三会によって違うのですが、とりあえず東京弁護士会の成立手数料の早見表を御覧いただければと思います。これについても対象として協議をし、どういう分担をするかというようなこともあっせんの対象になっておりますので、それを和解の中に盛り込むという場合もございます。このような金額をお支払いいただき、成立するという形になっております。

あとは、医療ADRが東京三会で始まりました。医療ADRの場合は、かなり損害額の大きな案件もございます。特に過失等、かなり詳細に立証が必要、争われるような事案については、あまりこのADRにはふさわしくありませんので、医療過誤の存在自体はあまり争いはないと。ただ、それに基づいて損害をどのように算定するのかというような損害を中心としたADRというふうを考えて運用が始まっております。そうしたところでご説明申し上げました。何かご質問等ありましたら、答えられる範囲で答えさせていただきたいと思っております。

【龍岡委員長】 いかがですか。ご質問がございましたら、どうぞ。

【小野特別委員】 和解などが成立して損害賠償の金額が決められますね。その実際の履行率はわかりますか。多分、実際には100%ではないですよ。

【瀧上委員】 おそらくそうだと思います。それ自体は和解で成立しておりますので、あとは和解の履行に関する裁判に持っていくのか、もう一回あっせん・仲裁をやるのかということになるかと思いますが、そこまでは捕捉しておりません。統計でも出ておりません。

【龍岡委員長】 いかがですか。

【若林特別委員】 この紛争解決センターでの解決にふさわしくないという形で却下されるものがあると伺いましたが、例えばそれはどのような場合にふさわしくないと判断がされるのか、何か類型みたいなものはございますか。

【瀧上委員】 類型はないと思います。事案ごとに、もともと申し立て自体に無理があるというケースとか、自分の非は絶対に認めないとか、お互いが譲歩し合って解決に向かうというところには馴染まないというように考えれば、却下ということになると思います。

【龍岡委員長】 いかがですか。

【瀧上委員】 もともとは同席のあっせんをしていたのですが、ほとんど相手方に直接会いたくはないという方が実は多く、待合室も東弁の場合は絶対に左と右と違う部屋で申立人と相手方に待っていただいています。呼びに行くのは、先ほどの事務局が個別に言われて呼びに行って、できるだけ廊下でもすれ違わないような配慮をしているところでございます。

【白井特別委員】 先ほどのビデオの中では、申し立ての最初の書類は、両人の印鑑を押すような様式に見えたのですが。

【瀧上委員】 それは違います。

【白井特別委員】 申し立てをする人が最初に申し立てをして、相手が応じるかどうかはまた別にやるということですか。

【瀧上委員】 あっせん・申立書は、要するに相手方の特定までは必要ですので、申立人と、申立人代理人になる場合は申立人と相手方だけ書いていただいて、これが申し立ての趣旨というところでございます。相手方は申立人に対し、いくら賠償金を支払えという表現で、ここに金額を入れるか、あるいは相当額を支払えというふうに書けばいいと。しかも、この理由については賃金だとか売掛金だとか交通事故による損害賠償敷金返還と

いう典型例に丸を付ければ簡単にできるようにしております。それ以外のところはちょっと大き目のものとなりまして、簡単なメモを書きいただければ良いということになっております。そのほかに、建物を明け渡せ、土地を明け渡せという一般類型のものを書いてお渡ししております。さらに言いますと、法律相談を担当した弁護士が、あなたのケースは、あっせん・仲裁センターが適切な解決方法としてありますよというように申しましたら、法律相談のカードに弁護士は書いてくれるわけですね。本件はこういう事案で、それに対する解決方法はこういうことがありますということを添付するだけで申し立て、最初のものとしては、それでよいという取り扱いにしております。

**【龍岡委員長】** よろしいでしょうか。このリーフレットは、どういったところに配っておられますか。

**【淵上委員】** 基本的には自治体、各法律相談センターの窓口、その関連の、例えば消費者の相談窓口などご希望のあるところに配っております。

**【龍岡委員長】** 先ほど出ていましたけれども、ホームページでも周知を行っているわけですね。

**【淵上委員】** 各弁護士会の中にあっせん・仲裁の窓口がございますので、そこをクリックすることによって、こういう内容のものが出てきます。

**【龍岡委員長】** いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、大変有益な話をありがとうございました。

以上をもちまして議題3を終了いたします。

次に議題4に移りたいと思いますが、その他ということで事務局のほうから何かございますか。

**【小森上席調査専門官】** 議題1においてご説明いたしました無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度が4月1日に開始されますので、これについて4月1日に報道発表を行いたいと考えております。また、前回委員会で事務局からご説明いたしました当委員会のウェブサイトの刷新につきましても4月に予定をしておりますので、刷新の時期に合わせて報道発表を行いたいと考えております。

また、次回の委員会でございますが、既にご連絡しておりますとおり、4月25日金曜日午前10時から開催を予定しております。なお、場所につきましては別途お知らせさせていただきますと思っております。

現時点での議題につきましては、平成19年度年次報告(案)の審議とその決定、また、

京都大学大学院経済学研究科の依田高典教授をお招きして、我が国の電気通信市場に関する研究成果を発表していただくことなどを予定しておりますので、ご出席方よろしく願いたいします。

**【龍岡委員長】** よろしいですか。どうもありがとうございました。

委員の方、あるいは特別委員の方から何かございますか。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただこうと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。

—以上—